

広野町から乳幼児2名（うち1名は原発事故直前1か月の期間内に出生）の世話をしながら避難した家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償された事例。

（全 部）和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 X1の精神的損害（増額分）
期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
- (2) 損害項目 X2の精神的損害（増額分）
期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
- (3) 損害項目 避難費用（交通費）
期 間 平成23年3月12日から平成23年3月13日まで
- (4) 損害項目 避難費用（宿泊費）
期 間 平成23年4月6日から平成23年6月9日まで
- (5) 損害項目 避難費用（生活費増加分）
期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
- (6) 損害項目 検査費用（交通費）
期 間 平成24年8月6日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、下記合計金1,685,000円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 第1項(1)につき金54万円
- (2) 第1項(2)につき金54万円
- (3) 第1項(3)につき金5,000円
- (4) 第1項(4)につき金4万円
- (5) 第1項(5)につき金54万円
- (6) 第1項(6)につき金2万円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

第1項に掲げる損害項目（但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）のうち（3）ないし（6）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成24年12月30日

（仲介委員 兼川真紀）